

# 自治基本条例の適切な運用に関する事項について（答申）

## （概要版）

### 1 自治基本条例の適切な運用についての検証方法

下表のとおり自治基本条例に基づく市の取組状況について担当課から説明を受け、委員相互に意見交換を行い、協議するという形で検証を進めた。

	担当課	取り組みの内容	基本原則
第1回	行政管理課	第20条 行政評価	市政運営の原則
		第21条 組織	
		第24条 審議会等への参加	参加の原則
第2回	危機管理課	第22条第1項 危機管理(公助)	市政運営の原則
		第22条第2項 危機管理(自助、共助)	協働の原則
第3回	財政課	第19条第1・2項 財政運営	市政運営の原則
		第19条第3項 財政運営	情報共有の原則
第4回	広報広聴課	第18条第3項 市民への情報提供	情報共有の原則
		第23条 市民の市政への参加	参加の原則
		第26条 意見公募手続	
第5回	市民活動支援課	第25条 地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援	協働の原則

### 2 自治基本条例の適切な運用についての現況と課題

検証結果については、次の4つの基本原則に沿って意見及び提言を取りまとめた。

#### （1）参加の原則

##### ① 広聴活動及び意見公募手続

- ・おおむね必要な取り組みがなされており、市民の意見を聴く機会は確保されている。
- ・さらに市民参加の仕組みを充実させるためには、参加者や意見の数をより

増やすための工夫が求められる。

- ・ふれあいミーティングでは、市民の興味を引くようテーマを設定するほか、対象者を変えることなどが期待される。
- ・意見公募手続では、意見の数が少ないことが課題である。関連する団体等に周知することなどが必要である。

## ② 審議会等への市民参加の促進

- ・応募資格の年齢要件を引き下げたこと、また、住所要件を見直したことは、参加者の対象を広げるとも良い取り組みである。
- ・審議会等に関する市民の関心は決して高いとはいえない。今後とも審議会委員を公募する際には、できるだけ分かりやすく広報するよう工夫を重ねていく必要がある。

## ③ 市政への参加全般

- ・若年層の参加が少ないということが課題である。若年層の市民参加を増やすためには、興味を引くテーマや参加しやすい開催日時の設定など、就学、就労している層が参加しやすい工夫をすることが必要である。

# (2) 協働の原則

## ① 地域コミュニティの支援

- ・自治会及びコミュニティ推進協議会等の活動が活発で、地域活動の基盤がよく整備されており、市からの支援も適切に行われている。
- ・自治会加入率は、他の自治体に比べ高い水準を保っているが、加入率が低下することを防ぐための取り組みが必要である。
- ・自治会等地域コミュニティ組織の高齢化が課題である。今後とも若者を地域活動に取り込むための取り組みや、地域コミュニティ組織の必要性を分かりやすく市民に伝えるための取り組みを行っていく必要がある。

## ② 市民活動団体の支援

- ・近隣市と比べ充実しているといえる。より協働のまちづくりを進めるためには、市民活動団体の活動のさらなる周知が必要である。
- ・市民活動団体の活動の場として、市民活動支援センターが設置されたことは素晴らしいことである。
- ・同センターをより一層有効に活用していくためには、実際に利用している団体を中心に同センターの運営について考える組織を設置することが有効である。
- ・協働のまちづくりを推進するためには、地域コミュニティ組織と市民活動団体がそれぞれの役割を理解し、連携を行っていくことが必要である。

## ③ 危機管理（自助・共助）

- ・防災訓練や防災に関する講座の開催回数が増えており、市民の防災意識の

向上に寄与している。

- ・災害発生時は、自助・共助の役割が大きく、引き続き自主防災組織の体制の整備が求められる。
- ・今後は、独り暮らしのお年寄りや障がい者などの災害時要援護者の名簿の準備といった課題があり、これには、市からの情報提供や支援も必要である。
- ・市が自主防災組織のモデルケースを示して、取り組みを広げていくことや、市が有事の際のリーダーを地域ごとに育成することも効果的である。

### (3) 情報共有の原則

#### ① 広報活動

- ・広報こしがやは、分かりやすくコンパクトに情報を伝えるための様々な工夫がされており、市民の情報源として役割を十分に果たしている。
- ・市ホームページ、テレビ広報、公式ツイッター、メール配信サービスなど、多様な媒体から情報発信に取り組んでいる。
- ・市民が求めている情報が的確に伝わるよう、編集の工夫とともに、多様な媒体から情報が発信されていることについてもPRが求められる。
- ・今後は、より多くの市民の手に行き渡るように配布方法等の工夫が必要である。

#### ② 情報公開制度

- ・市民に市政情報が開示されるしくみが担保されている。
- ・人事や行財政に関する資料は、積極的に公表されている。

#### ③ 各種施策の公表状況

- ・財政運営については、視覚的に興味を引くような各種パンフレット類を作成し周知を図っている。分かりやすい情報提供が行われている。
- ・今後は、より分かりやすい情報提供をするための工夫や、納税者に対して、税の使われ方についての適切な情報提供が行われることが望まれる。
- ・議会については、市議会だよりや市議会ホームページをはじめ、会議録検索システムや議会中継システムなどによって、議会活動がPRされている。
- ・若者に市政や議会への関心を深めてもらうため、学生議会の開催に取り組むなど、開かれた議会を目指している姿勢がうかがわれる。
- ・今後も議会の活性化に向け積極的な情報提供を望む。

### (4) 市政運営の原則

#### ① 行政評価

- ・行政評価に内部評価・外部評価を取り入れ、効率的で効果的な市政運営がなされている。

- ・外部評価を公開ヒアリングとしたことや、評価結果を市民に公表していることは評価できる。また、公開ヒアリングのお知らせを city メールで周知したことは良い取り組みである。
- ・行政評価制度の仕組みが複雑であることから、まとめて公表する際には、誰もが分かりやすい見せ方の工夫が求められる。
- ・今以上に市民参加ができる制度があっても良い。さいたま市では、無作為で選ばれた市民があるテーマで議論、評価を行った事例もある。市民参加の手法を工夫し、より門戸を広げる必要がある。

## ② 組織

- ・総合振興計画策定時や行政課題等に応じて、適宜見直しが行われている。
- ・越谷市は中核市移行を目指しており、埼玉県東南部の中心を担う都市として、より市民にとって分かりやすく、横断的で柔軟な対応ができる組織が求められる。

## ③ 財政運営

- ・積極的な自主財源の確保や健全な財政運営が行われている。
- ・財政に関する事項は市民からすれば難しい用語等もあるため、今後とも、市民への情報提供の面でより分かりやすく伝える試みを続けることが求められる。

## ④ 危機管理（公助）

- ・災害等の発生に備え、市民の命を守っていくための様々な対応がなされている。
- ・今後は、これまでの災害等から得た教訓や市民からの意見を活かし、有事の際にはこれらの備えを有効に活用できるようにすることを望む。

# 3 自治基本条例の適切な運用についての方策

## （1）適切な運用の検証結果（全体としてのまとめ）

- ・より市民にとって分かりやすい制度や仕組みづくり、情報提供の方法等にさらなる創意・工夫が必要であるが、全体としては、本条例に基づき、おおむね適切に運用されているといえる。

## （2）さらなる適切な運用を図るための方策

- ・本条例のさらなる適切な運用を図るため、次の3点について提言する。

### ① 指標による進捗状況の管理

- ・本条例の基本3原則である「参加」「協働」「情報共有」の原則に、「市政運営」の原則を加え、この区分ごとに、本条例が適切に運用されているかの

進捗状況を確認することができる指標を設定し、進行管理を行い、その状況を市民へ公表していくこと。

#### ② 市民参加と協働を進めるための仕組みづくりの検討

- ・市民参加と協働を進めるための具体的な行動計画の策定や市民主体の実働的な協力組織の設立など、自治のまちづくり推進のための仕組みづくりや環境整備について検討を行うこと。

#### ③ 本条例の最高規範性について

- ・本条例は、まちづくりの最高規範として多くの市民参加を得て制定されたものである。引き続き、本条例を基に市のあらゆる施策を実施すること。

## 4 自治基本条例のさらなる普及について

### (1) さらなる普及の必要性

- ・本条例のさらなる適切な運用を図り、実効性を確保していくためには、市民自らがまちづくりの主役であることの自覚を促すこと、つまり、市民の主体的な当事者意識を喚起することが必要と考える。そのためには、普及に関する取り組みが重要となる。

### (2) さらなる普及を図るための方策

#### ① イベントを活用したPR

- ・イベントを集中的に開催するなど、市民参加や協働のまちづくりへの理解を深める機会を定期的に設ける。

#### ② 市民参加・協働に関する冊子等の作成

- ・市民参加や協働のまちづくりに必要な情報をまとめた分かりやすい冊子等を作成して市民に配布し活用してもらう。また、市民を対象とした講座や研修会等で完成した冊子を活用することで、市民への普及・啓発や本条例の普及を助ける市民の育成につなげる。

#### ③ 分かりやすく伝えるための工夫

- ・本条例に親しみを持ってもらうための愛称を決めることや、本条例が日常の市民生活にどのような影響があるのかを、映像などで視覚的に伝えることも効果的である。